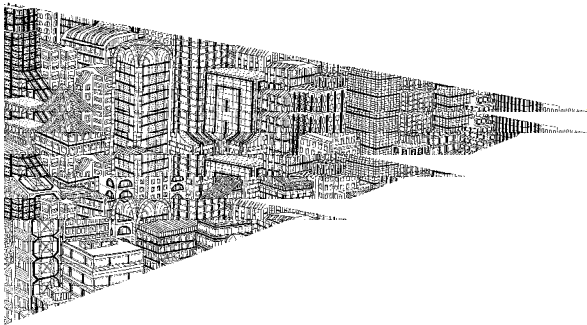


# ニュースレター

2011年10月



## 省略

- ▶ 300 労働者以上使用する法人及び特定活動から所得を有する協同組合は CIT の納期を 1 年間延長されます。
- ▶ 2011 年度の各四半期の税額と確定申告税額は延期対象に所属します。
- ▶ 西暦による税務年度を適用しない法人に対しては延期期限は 2011 年の各四半期の税額のみ適用されます。

## 2011 年度法人所得税の支払延長

法人の現状の困難な経済情勢を克服し、生産促進するために、2011 年 10 月 11 日に首相は一部法人及び協同組合に対する法人所得税 (CIT) の支払延長に関する Decision 54/2011/QD-TTg を発行しました。

### 適用対象

CIT の支払延長は労働者を大量に雇用する企業及び農林水産物、繊維、皮革・履物、電子部品の生産や加工、経済社会インフラの施工、建設、設置系の法人に適用されます。

労働者を大量に雇用する法人とは 2011 年度の平均労働者が 300 人以上で、3ヶ月の短期労働契約者を含みません。

上記の法人及び協同組合はベトナム法律に基づいて設立され、活動している組織で、法律に規定する会計、インボイス、証憑書類の制度を遵守し、申告納税している法人となります。

### 延期される CIT

延期される CIT は 2011 年度の各四半期の税額と確定申告税額であり、上記の活動や所得を課税対象とする CIT を含みません。

法人及び協同組合は延長される活動の所得を別に記録する必要があります。延長される活動の所得の CIT を別に計算できない場合、延長される CIT の課税所得は法人・協同組合の総売上高に占める延期される活動の売上高の比率(%)で計算されます。

## **CIT の延長期限**

延長期限は税務管理法に規定する納税満期より 1 年間とします。具体的は：

- ▶ 2011 年度の第 1 四半期の税額： 2012 年 4 月 30 日
- ▶ 2011 年度の第 2 四半期の税額： 2012 年 7 月 30 日
- ▶ 2011 年度の第 3 四半期の税額： 2012 年 10 月 30 日
- ▶ 2011 年度の第 4 四半期の税額及び 2011 年度の確定申告税額： 2013 年 3 月 31 日

Decision 54 の発効日以前に、法人・協同組合が 2011 年度の延期される第 1、2、3 四半期の税額を国家予算に納税した場合、納税した税額は延長されない活動の CIT 或いは次回納付 CIT と相殺できません。

西暦による税務年度を適用しない法人に対しては延期期限は 2011 年の各四半期の税額のみに適用されます。

## **次のステップ**

財務省は Decision 54 の施行詳細ガイダンスを発行しますので、最新情報を次のニュースレターでお届けいたします。

## お問い合わせ先

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムが提供する税務及び助言業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

### ハノイ事務所

<b>Huong Vu</b> <a href="mailto:huong_vu@vn.ey.com">huong_vu@vn.ey.com</a>	パートナー
<b>Thanh Trung Nguyen</b> <a href="mailto:thanh.trung.nguyen@vn.ey.com">thanh.trung.nguyen@vn.ey.com</a>	ディレクター
<b>Trang Pham</b> <a href="mailto:trang.pham@vn.ey.com">trang.pham@vn.ey.com</a>	ディレクター
<b>Hoang Vu Phan</b> <a href="mailto:hoang_vu.phan@vn.ey.com">hoang_vu.phan@vn.ey.com</a>	ディレクター
<b>The Gia Tran</b> <a href="mailto:the.gia.tran@vn.ey.com">the.gia.tran@vn.ey.com</a>	シニア・マネージャー
<b>Tuan Dinh Pham</b> <a href="mailto:tuan.dinh.pham@vn.ey.com">tuan.dinh.pham@vn.ey.com</a>	シニア・マネージャー
<b>安西 冬樹</b> <a href="mailto:fuyuki.anzai@vn.ey.com">fuyuki.anzai@vn.ey.com</a>	日系企業担当マネージャー
<b>ホーチミン事務所</b>	
<b>Christopher Butler</b> <a href="mailto:christopher.butler@vn.ey.com">christopher.butler@vn.ey.com</a>	パートナー
<b>Sarah Jubb</b> <a href="mailto:sarah.jubb@vn.ey.com">sarah.jubb@vn.ey.com</a>	ディレクター
<b>Nitin Jain</b> <a href="mailto:nitin.jain@vn.ey.com">nitin.jain@vn.ey.com</a>	ディレクター
<b>Than Xuan Thinh</b> <a href="mailto:thinh.xuan.than@vn.ey.com">thinh.xuan.than@vn.ey.com</a>	ディレクター
<b>Thy Anh Huynh</b> <a href="mailto:thy.anh.huynh@vn.ey.com">thy.anh.huynh@vn.ey.com</a>	シニア・マネージャー
<b>小野瀬 貴久</b> <a href="mailto:Takahisa_Onose@vn.ey.com">Takahisa_Onose@vn.ey.com</a>	日系企業担当マネージャー

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction  
| Advisory

### アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税務、トランザクション、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している15万2,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となって、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムでは、顧客の目標達成を支援することにより、全ての顧客に対する最高峰の品質の専門業務を提供することに専念してまいりました。その一方で、弊社と社員の成長願望を実現し、弊社が奉仕する地域社会に前向きな変化をもたらすことを怠りません。詳細につきましては、[www.ey.com](http://www.ey.com)をご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供しておりません。

©2011 Ernst & Young Vietnam Limited.  
All Rights Reserved.  
FEA no. 16000180

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的ガイダンスとしての使用を意図していません。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。Ernst & Young Vietnam Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成するその他メンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。  
[www.ey.com/vn](http://www.ey.com/vn)